**欠格事由及び特殊の関係にある者に対する申立書**

社会福祉法人○○○の評議員・役員（理事・監事）就任にあたり、次のとおり申し立てます。

記

１　社会福祉法第４０条第１項及び第４４条第１項の事項に該当しません。

　　　一　法人

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せら

れ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが

なくなるまでの者

五　第５６条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（第128条第1号ニ及び第3号において「暴力団員等」という。）

２　社会福祉法人○○○の評議員及び役員（理事・監事）の配偶者又は３親等以内の親族について

　　　□　該当しません。

　　　□　該当します。

　　　　・役職等　（　　　　　　　　　　）

・氏名　　（　　　　　　　　　　）　　　・続柄（　　　　　　　　　　）

３　社会福祉法人○○○の評議員・役員（理事・監事）と特殊の関係がある者について

　　　□　該当しません。

　　　□　該当します。

　　　　・役職等　（　　　　　　　　　　）

・氏名　　（　　　　　　　　　　）　　　・関係（　　　　　　　　　　）

　　　　【参考】厚生労働省令で定める特殊の関係にある者（規則第２条の７，８，１０，１１関係）

　　　　　　一　評議員・役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者  
二　評議員・役員の使用人  
三　評議員・役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者  
四　前二号に掲げる者の配偶者  
五　第一号から第三号までに掲げる者の３親等以内の親族で、これらの者と生計を一にするもの

　　　　　　六　役員等となっている他の法人（社会福祉法人を除く）の役員等もしくは職員

４　他の社会福祉法人の評議員・役員（理事・監事）の就任又は職員としての勤務について

　　　□　該当しません。

　　　□　該当します。

　　　　・社会福祉法人名　（　　　　　　　　　　）　　・役職等（　　　　　　　　　　　）

・社会福祉法人名　（　　　　　　　　　　）　　・役職等（　　　　　　　　　　　）

社会福祉法人○○○

　理事長　○○　○○　様

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名